

「成年後見制度」

—誰もが安心して暮らすために—

認知症などにより判断能力が十分でなくても、住み慣れた地域の中で、安心して暮らせるようにお手伝いする「成年後見制度」。制度の内容や活用事例、相談先などを分かりやすく紹介します。

問い合わせ 長寿あんしん課

成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護サービスの利用や施設入所に関する契約を結んだりする必要があっても、自分一人で手続を行うことが難しい場合があります。

また、よく分からないまま自分に不利な内容の契約を結んでしまい、悪質商法の被害を受ける恐れもあります。

このような人を法的に保護し、本人の意思を尊重しながら契約や手続きの支援を行う、それが成年後見制度です。

成年後見制度の種類

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

法定後見制度は、すでに判断能力が十分でない場合に利用します。「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があり、本人の判断能力の程度に応じて、家庭裁判所が成年後見人等を選任します。

一方、任意後見制度は、将来判断能力が低下したときに備えて、あらかじめ財産管理や必要な契約などの内容を、本人が信頼する人と契約で定めておく制度です。

こんな困りごとはありませんか？

成年後見制度でできる支援

施設の入所を考えている
が一人で決めることが不安



分かりやすく説明してくれたり、その人に代わって手続きや契約をしてくれたりします



もの忘れが多くてお金を
つつい使ってしまう



お金の管理について一緒に考えたり、保険料や税金の支払いを手伝ってくれたりします



家族が悪質商法や訪問
販売の被害を受けている



たとえば、だまされて契約してしまっても、その契約を取り消してくれます



※成年後見制度でできないこともあります。



成年後見制度（法定後見制度）利用の流れ

1 申立書類の準備

申立人（本人・配偶者・4親等内親族等）が必要な書類を取り寄せます。申し立てには費用がかかります。



2 家庭裁判所に申し立て

申し立て受付後、家庭裁判所が申立人等へ面談による調査などを行います。原則として、申し立ては途中で取り下げることができません。



3 成年後見人等の決定

家庭裁判所が、生活の見守りや財産管理を支援する後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）を選任します。



4 支援開始

選任された成年後見人等は、速やかに本人の財産や生活の状況を確認し、支援を始めます。



成年後見制度

Q & A



Q 法定後見制度を利用したいけど、申し立てから開始までどれくらいの期間がかかりますか？

A 本人の生活上の課題などによりますが、通常は1カ月～3カ月程度かかります。

Q 成年後見人等に支払う報酬はどのくらいですか？

A 本人の生活に支障のない範囲で裁判所が決めます。※町の報酬助成を受けられる場合がありますので、町に相談してください。

Q 成年後見人等にはどんな人が選ばれますか？

A 家庭裁判所が、本人にとって最も適任だと思われる人を選任します。弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職が選ばれることもあります。

Q 申し立て手続きは誰かに依頼できますか？

A 申立人による申し立てや書類の作成が難しいときは、弁護士や司法書士に依頼することができます。※それぞれ対応できる内容が違うほか、費用がかかります。

気軽に相談してください!

北九州市成年後見支援センター

認知症や障害などで判断能力が十分でない人が、安心して自分らしく暮らすことができるよう、北九州市と遠賀郡3町(岡垣町・芦屋町・遠賀町)の権利擁護に関わる中核機関として設置されています。これから制度を利用しようとする人から成年後見人等として活動している人まで、誰でも気軽に相談できます。

北九州市成年後見支援センターの役割

成年後見制度に関する相談(無料)

本人、家族、関係者などからの成年後見制度に関する相談や制度の仕組み、手続きに関する相談、申し立てなどに関するアドバイスを行います。



専門職との連携

必要な人に必要な支援が行き届くよう、法律や福祉などの各分野の専門職と連携し、支援を行います。



成年後見制度の広報・啓発

成年後見制度に関する情報発信を、町民や関係機関の人たちに幅広く行うほか、講演会や研修会に講師の派遣を行います。



成年後見人等支援

後見業務をしている後見人等の相談支援を行います。また、書類の記入方法、後見業務に関する疑問などにお答えし、アドバイスを行います。



センターのご案内

電話番号 093-882-9123
受付時間 平日午前9時～午後5時
〒804-0067
北九州市戸畑区汐井町 1-6
ウェルとばた3階



▲ホームページ



無料相談のご案内

出張相談を年に6回行っています。岡垣町・芦屋町・遠賀町に住んでいる人は全ての会場で相談できます。いずれも先着3名の予約制で、申し込みは開催月の1日(土日祝日の場合は翌開庁日)から受け付けています。

また、無料で電話・窓口相談も受け付けています(窓口相談は事前に電話で問い合わせてください)。

開催日	ところ	申し込み先
令和6年1月24日(水)	芦屋町役場	芦屋町地域包括支援センター ☎ 223-3581
令和6年3月27日(水)	岡垣町役場	岡垣町地域包括支援センター ☎ 282-1211

※時間はいずれも午後1時30分、午後2時30分、午後3時30分から1時間以内です。



—実際に制度を利用した人—

Aさんの場合



年齢 80代
 状況 認知症
 類型 補助
 申立人 本人

身寄りがなく、一人暮らしをしていたAさんは、年々もの忘れがみられるようになり、自分でお金の管理をすることが難しく感じるようになった。また、いずれは施設に入りたいと思っているが、相談できる家族がおらず、自分だけで契約することに不安もあった。そのため、お金の管理や将来の施設入所の契約など、一人では不安な部分のサポートを受けたいと思い、成年後見制度の申し立てを行った。

家庭裁判所により補助人が選ばれ、お金の管理や介護サービスの契約など、不安なことは補助人と一緒に行うようになり、Aさんの希望で施設入所するときも一緒に契約を行った。残された自宅の管理も補助人がサポートし、Aさんは安心して自分の望む生活を送ることができている。

Bさんは高校卒業後、工場で働いていたが、職場にあまりなじむことができずに退職。過度のストレスや幻聴の症状から、精神科クリニックを受診し、「統合失調症」と診断された。母親は数年前に亡くなり、今は高齢の父親と2人暮らし。父親は自分がいなくなった後のBさんの生活を心配し、成年後見制度の申し立てを行った。

家庭裁判所により成年後見人が選ばれ、お金の管理は成年後見人、緊急時の連絡は親族、生活面の支援は元々関わりのあったヘルパーが行うなど、自身がなくなった後もBさんの生活を守れるよう備えている。

Bさんの場合



年齢 50代
 状況 統合失調症
 類型 後見
 申立人 父(80代)

成年後見制度について知り、将来に備えましょう



成年後見制度を利用している人は町でも年々増えていて、今後増えていくことが予想されています。加齢や認知症、障害などによる判断能力の低下は、あなたやあなたの大切な人など、誰にでも起こりうることです。「まだ元気だから大丈夫、自分には関係ない」と思わずに、まずは制度について「自分ごと」として知っておくことが大切です。

そして、今の生活や将来の暮らしに不安や心配があるときは、成年後見制度の利用について考えてみましょう。困りごとの解決が難しくなる前に、早いうちに対処しておくことが安心です。

不安なことや制度について分からないことがあれば、どんなに小さなことでも北九州市成年後見支援センターや岡垣町地域包括支援センター(長寿あんしん課内)に気軽に相談してください。